

## 御札と納経帳に見る江戸末期の巡礼

—武相卯歳観音霊場 30 番札所高巖寺寄贈西国三十三観音・坂東三十三観音・秩父三十四観音の御札と納経帳の分析—

岡田 梨花<sup>\*1</sup>・山本菜摘<sup>\*2</sup>

<sup>\*1</sup> 萩博物館 <sup>\*2</sup> 相模原市立博物館

### はじめに

本稿では、神奈川県相模原市中央区上溝六丁目十八にある高巖寺（現・元町自治会館）から相模原市立博物館に寄贈された、西国三十三観音・坂東三十三観音・秩父三十四観音の御札および納経帳について、その分析結果を報告する。これらの資料は、令和五年（2023年）に武相卯歳観音霊場の御開帳準備のため、高巖寺において観音像を安置する棚の下を清掃した際に発見されたものである（写真1）。箱の中には葛籠が収められ、その内部から「西国巡礼の納経帳」「秩父巡礼の納経帳」および西国・坂東・秩父観音巡礼の御札が確認された。納経帳には巡礼の年月日が記されており、西国および秩父の巡礼が文久二年（1862年）から慶応元年（1865年）にかけて行われた、江戸末期の記録であることが明らかとなった。

高巖寺は宝暦九年（1759年）以来、卯歳にのみ御開帳が行われる武相卯歳観音霊場三十番札所として知られる。小島博巳は『仏教民俗学大系3 聖地と他界観』において、西国三十三カ所・坂東三十三カ所・秩父三十四カ所の観音巡礼や四国八十八カ所巡礼のように広域から巡礼者を集める巡礼を「大巡礼」、これに対し全国的な知名度をもたず、限られた地域の人々だけが行う巡礼、信仰圏が地域的に限定されている巡礼を「地方巡礼」と位置づけている〔小島1987:249〕。この区分で考えると、武相卯歳観音霊場は「地方巡礼」に属し、その札所である高巖寺から大巡礼に関する資料が発見されたことは、江戸末期の地方巡礼と大巡礼の関係性を考える上で重要な意味を持つといえるだろう。

本稿ではまず、西国巡礼の納経帳・秩父巡礼の納経帳および西国・坂東・秩父観音巡礼の御札の内容を整理し、江戸末期に上溝地域の人々が行った巡礼の実態を明らかにする。続いて、地方巡礼である武相卯歳観音霊場から大巡礼の資料が見つかった背景を踏まえ、上溝地域における江戸末期の地方巡礼と大巡礼の関係について検討を加える。これらの分析を通じて、江戸末期における巡礼文化の一側面を明らかにすることを目的とする。



写真1 観音様が収められていた棚の下  
(2023年3月29日撮影) 相模原市立博物館提供

### 1. 江戸末期の西国三十三観音、坂東三十三観音、秩父三十四観音の御札と納経帳の資料についての分析

#### (1) 「西国巡礼の納経帳」の分析

西国巡礼の納経帳は、表紙には特に何もかかれていないが、1ページ目の西国1番札所である那智山青岸渡寺の御朱印には、戊年の10月11日と記されており、文久2年（1862年）10月11日から西国巡礼をはじめていることが分かる（写真2）。しかし、西国2番札所である西国2番紀三井山金剛宝寺には、12月2日に参詣しており（写真3）、2カ月程度間が空いており、「西国巡礼の二か月の空白期」がある。そこから文久3年（1863年）1月20日まで一カ月程度で集中的に20寺以上を巡礼し、西国24番から30番までは文久3年（1863年）7月、8月、9月にそれぞれ2寺ずつ巡礼している（別表1）。

ここで注目したいことは、西国3番である粉川寺の後、西国札所には含まれない高野山に巡礼していることである（写真4）。その後、女人高野と呼ばれる慈尊院に巡礼している（写真5）。高野山は明治時代になるまで女人禁制となっていたことから、女性が参詣する場合は、慈尊院に巡礼した。このことから、この巡礼に女性がいた可能性が指摘できる。ただし慈尊院

の前に女人禁制であるはずの高野山の奥の院に巡礼していることから、女性だけの巡礼というよりも、男性も巡礼していたと考えることが自然であろう。その後、西国11番上醍醐寺炭山女人堂（写真6）、西国27番書写山女人堂（写真7）で御朱印をもらっており、そ

の二つは女人堂のみの巡礼となっているようである。このことからこの巡礼は女性が主導したものである可能性が指摘でき、もしくは、男性だけの巡礼であった場合であっても、巡礼した目的として、女性の子宝、安産、育児、授乳、良縁、病氣平癒といった近しい女



写真2 西国1番那智山青岸波寺



写真5 慈尊院



写真3 西国2番紀三井山金剛宝寺



写真6 西国11番札所上醍醐寺炭山女人堂

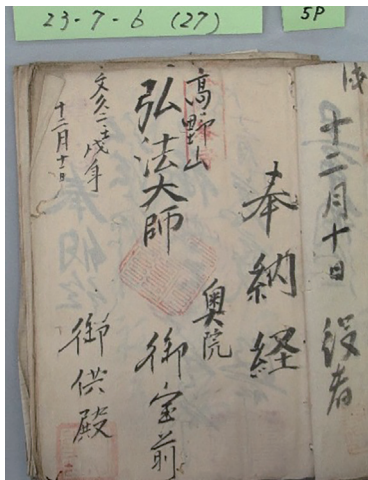


写真4 高野山

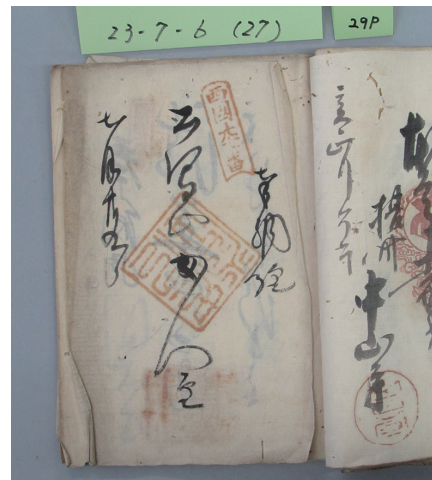


写真7 西国27番札所書写山女人堂

性への願いがあったと指摘することができる。

西国三十三所の第33番札所への巡礼が行われておらず、そのかわりに最後のページは、群馬県にある中嶽神社の奉納経になっている。これは、元治元年(1864年)甲子10月10日と記されており、第32番札所に巡礼した日より21か月後となっている(写真8)。そのため、西国1番札所から32番札所の巡礼日を検討すると、西国巡礼は必ずしも順路通りに参拝しているわけではないものの、巡礼の実施期間は文久2年(1862年)秋から文久3年(1863年)秋にかけて及んでいたことが確認できる(別表1)。

次の節で分析する秩父巡礼の納経帳ではじめに確認できる月日は、1864年の12月であり、西国巡礼の最後のページにある群馬県にある中嶽神社は、秩父巡礼の二か月後である。

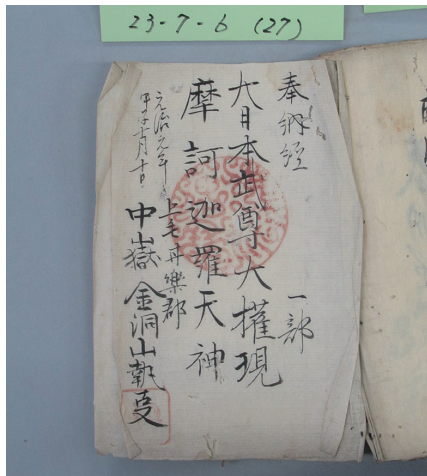


写真8 中嶽神社

## (2)「秩父巡礼の納経帳」の分析

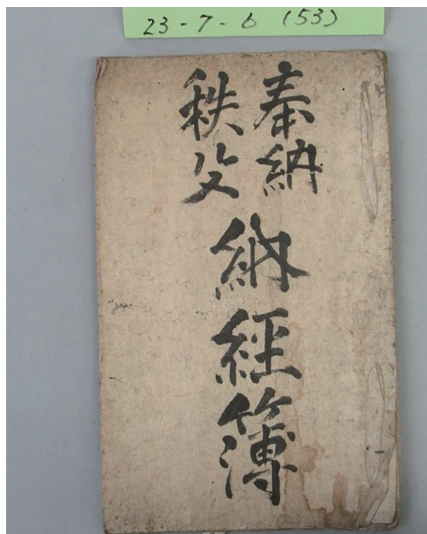


写真9 秩父巡礼の納経帳の表紙

## (2)-1 逆の順番で一か月で行われる秩父巡礼

秩父巡礼は34番水潜寺から逆の順番で綴られている(別表2)。34番札所、33番札所は月日が書かれていないため不明であるが、32番札所法性寺は元治元年(1864年)12月27日に(写真10)、1番札所四萬部寺は元治2年(1865年)1月19日に廻っている(写真11)。秩父巡礼はおおよそ1か月で全ての札所をまわっており、西国巡礼よりも規模が小さいため、西国巡礼よりもはやいペースでまわっていることが分かる。

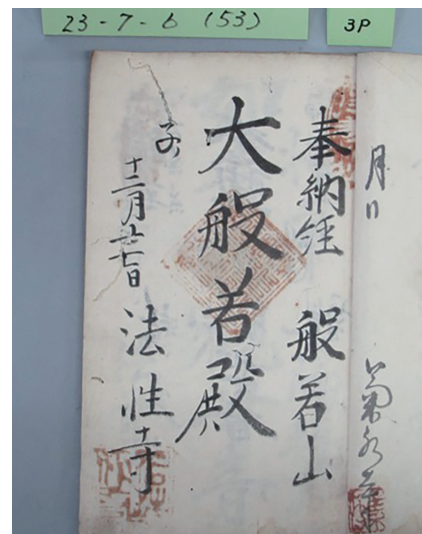


写真10 秩父32番札所法性寺

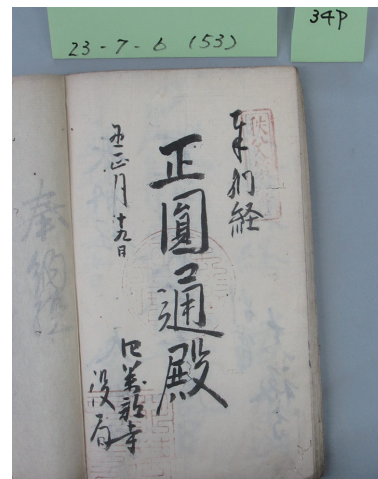


写真11 秩父1番札所四萬部寺

## (2)-2 西国巡礼における二か月の空白期

興味深い点は最後のページである(写真12)。書かれている部分を内側に折り込んで綴じており、書かれている内容は最後のページは文久2年(1862年)道成寺を廻った奉納経であった。文久2年(1862年)ということは、秩父巡礼を廻った元治元年(1864年)～元治2年(1865年)1月より前に巡礼しているということである。

この道成寺の納経帳について検討すると、前節で示した「西国巡礼の二カ月の空白期」に行っていたことが見えてくる。道成寺は和歌山県にあり、西国巡礼で廻るお寺ではない。戊年までは鮮明に読めるが、月日がかかなりあいまいになっている。戊年十月十二日と書いてあるとすると、ちょうど西国1番である那智山(文久2年(1862年)10月11日)と、西国2番紀三井山金剛宝寺(12月2日)の間に参詣していることになる。この二カ月の間は、道成寺のような西国巡礼以外の寺院を巡礼していたということが分かる。



写真12 秩父巡礼の納経帳の最後のページ

### (3) 「西国・坂東・秩父の百観音の御札」の分析

納経帳はまとまっているのに対し、御札は写真13のような形で一枚ないし二枚の御札が紙に貼られており、かつては糸で綴られていたようだが、全てバラバラな状態であった。

御札には日付などがかかわれているわけではなく、入っていた順番も法則性もないため、いつ巡礼したもの



写真13 紙に貼られた西国・坂東・秩父巡礼の御札

なのかはわからない。ただ、坂東札所に関しては納経帳がないが御札はあり、全て揃っていた。坂東札所を巡った時期について考察できる資料が、御札が貼られた紙の資料の中にあった。写真14の資料23-7-6(32)と写真15の資料23-7-6(50)である。

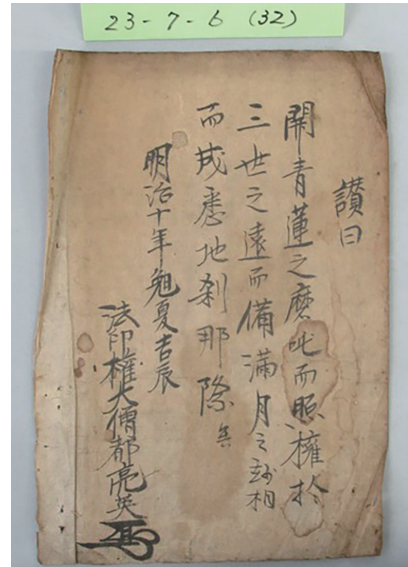


写真14 資料23-7-6(32)



写真15 資料23-7-6(50)左：表 右：裏

『開一百尊躰慈悲御眼 西国秩父坂東観世音尊像志願者』と書かれている23-7-6(50)は、23-7-6(32)と共に御札を束ねる冊子の一部である可能性がある(写真14、15)。23-7-6(32)には明治10年という記載が見られるため、明治10年(1887年)頃に西国・坂東・秩父百観音制覇を目指して、坂東札所を巡ったと推測できる。23-7-6(32)の資料によって、少なくとも明治10年(1887年)までは葛籠に御札を入れていたことが確かとなった。

## 2. 第30番武相卯歳観音霊場高巖寺

### (1) 高巖寺について

本節では、この西国・坂東・秩父の観音巡礼の御札と納経帳があった高巖寺について整理していく。

高巖寺は明治末期までは堂ヶ谷戸にあったとされ、明治末期に今の場所に移動してきて、堂ヶ谷戸、下宿、田中、本郷、久保ヶ谷戸の住民（全て上溝地域の中にある集落）によって守られてきたという。その後、昭和43年(1968年)に、高巖寺の寺地に元町自治会館(相模原市中央区上溝6丁目)が建てられ、元町自治会館の一角が観音堂となった。現在は、元町自治会(かつての堂ヶ谷戸、下宿)、田中自治会(かつての田中)、本久自治会(かつての久保)によって維持されている。

今回分析した西国・坂東・秩父巡礼のお札と納経帳は、江戸時代末期から明治時代のはじめのものであるため、堂ヶ谷戸から現在の地に移動してきた際に一緒に移動してきたものであると推測することができる。

### (2) 武相卯歳観音霊場としての高巖寺

武相卯歳観音霊場は、武蔵国と相模国にまたがる地域の48ヶ寺(当初は33ヶ寺)を巡る観音霊場である。宝暦9年(1759年)に創始され卯歳のみ実施されてきた。

高巖寺は、武相卯歳観音霊場が創始された宝暦9年(1759年)から第30番札所であり、明治の末に堂ヶ谷戸から現在地に移転してきた後も、その札所としての役割は継続している。

観音堂内に掲げられた「白瀧山高巖寺由来」によれば、宝暦9年(1759年)の第一回武相卯歳観音霊場開扉に際し、山号を南部山から白瀧山に改め、武相卯歳観音霊場第三十番札所白瀧山高巖寺として開山された。

また、高巖寺の敷地内には、「武相札所第三十番 正観世音菩薩拝礼所」碑がある(写真16)。この石碑は、慶応3年(1867年)に建造されており、明治末の堂ヶ谷戸から現在地への高巖寺の移転に合わせて一緒に移動してきたものと考えられる。慶応3年(1867年)は卯歳であり、第10回武相卯歳観音霊場が開催されている。

表1は、武相卯歳観音霊場が開催された年とその各年における高巖寺の出来事を整理したものである。あわせて、今回の分析によって明らかとなった西国・坂東・秩父巡礼の実施時期についても併記した。

ここで注目したいのは、石碑を立てた慶応3年(1867年)という時期である。表1を見ても分かるように、西国巡礼・秩父巡礼は、第9回と石碑が建てられた第10回の武相卯歳観音霊場の間に行われていることが確認

できる。すなわち、西国巡礼および秩父巡礼を通じて得られた経験や知見を初めて反映することができた武相卯歳観音霊場が、慶応3年(1867年)の第10回武相卯歳観音霊場であったということである。第10回武相卯歳観音霊場に向けて、より巡礼者側の視点を意識した準備が進んだのではないだろうか。その一つの準備として、「武相札所第三十番 正観世音菩薩拝礼所」碑が建立されたのである。西国巡礼・秩父巡礼を経験したことによって、武相卯歳観音霊場の巡礼をする人に高巖寺が武相卯歳観音霊場の第30番札所であることを伝えるものが必要と考え、慶応3年(1867年)の第10回武相卯歳観音霊場に合わせて石碑が建立されたと推測できる。

そして資料23-7-6(32)(写真14)からその次の卯歳が来る前の明治10年(1877年)頃にも西国・坂東・秩父巡礼をしていたということが明らかとなった。ここから、この慶応3年(1867年)前後12年は、高巖寺がある上溝地域において、「巡礼」という行為が最も活発化した時期であったと考えられる。この期間に、上溝地域の住人は、西国・坂東・秩父巡礼へ赴く一方で、高巖寺において武相卯歳観音霊場の開扉に際して高巖寺を訪れる巡礼者を上溝地域の人々が接待するという、いわば「巡礼に出る」側と「巡礼者を接待する」側の双方の活動を経験していたのである。

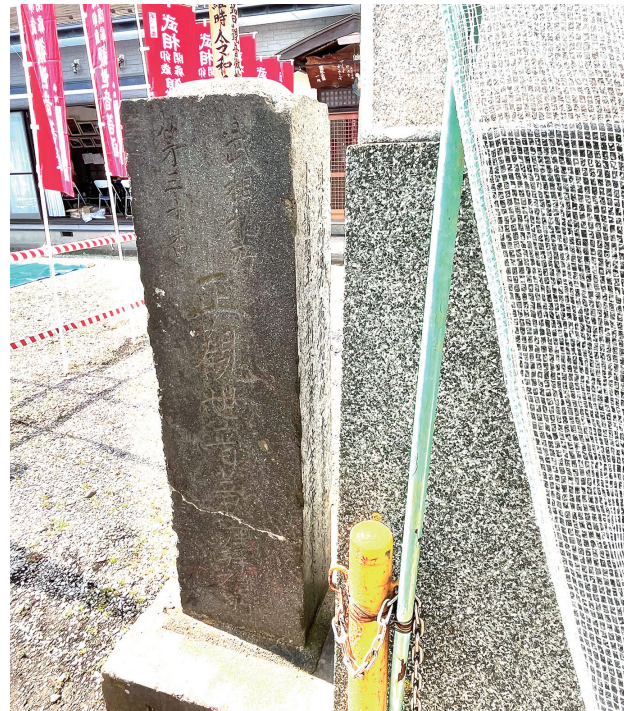


写真16 石碑「武相札所第三十番正観世音菩薩拝礼所」  
2023年3月29日撮影相模原市立博物館提供  
(文字の明瞭化のため、明るさを調整した)

表1 武相卯歳観音霊場が開催された年と高巖寺の出来事

武相卯歳観音霊場	実施された卯歳	高巖寺の出来事
第1回	宝暦9年(1759年)	山号が南部山から白瀧山になり、札所30番として武相卯年観音霊場に参加
第2回	明和8年(1771年)	
第3回	天明3年(1783年)	
第4回	寛政7年(1795年)	
第5回	文化4年(1807年)	
第6回	文政2年(1819年)	
第7回	天保2年(1831年)	
第8回	天保14年(1843年)	文久2年(1862年)～文久3年(1863年)西国巡礼の納経帳 元治元年(1864年)～元治2年(1865年)秩父巡礼の納経帳
第9回	安政2年(1855年)	
第10回	慶応3年(1867年)	←慶応3年(1867年)「武相礼拝所第三十番正観世音菩薩礼拝所」碑を建設
第11回	明治12年(1879年)	『開一百尊躰慈悲御眼 西国秩父坂東観世音尊像志願者』(23-7-6(50))はこの時期と推測。
第12回	明治24年(1891年)	
第13回	明治36年(1903年)	
第14回	大正4年(1915年)	
第15回	昭和2年(1927年)	
第16回	昭和14年(1939年)	
第17回	昭和26年(1951年)	
第18回	昭和38年(1963年)	←昭和43年(1968年)元町自治会館の新設
第19回	昭和50年(1975年)	
第20回	昭和62年(1987年)	
第21回	平成11年(1999年)	
第22回	平成23年(2011年)	
第23回	令和5年(2023年)	

### 3. 巡礼がおこなわれた背景の考察

#### (1) 地方巡礼としての武相卯歳観音霊場

巡礼はもともと僧侶や上級武士のものであったが、15世紀頃から一般庶民も参加するようになった。最も古い巡礼は7～8世紀に成立した西国三十三所巡礼で、約1000キロメートルの道程である。その後、鎌倉幕府の成立に伴い坂東三十三観音霊場が設けられ、相模国を中心に1300kmの巡礼路が形成された。さらに、秩父札所巡礼が室町時代中期に成立し、約100kmの巡礼路が整備された。これら三つの巡礼地が一般庶民にも開かれるようになり、16世紀頃には3つの観音巡礼を合わせて「百観音札所」が考案され定着していった。

遠い他国へ出向くことは経済的にも肉体的にも困難なため、地元で巡礼ができるように各地に西国観音霊場を模した霊場が盛んに作られた。[大法輪閣編集部1997:1]。そのようなうつし霊場巡礼の一つが、武蔵国と相模国の地域で行われる武相卯歳観音霊場であり、地域が限定された「地域巡礼」の典型例といえる。

#### (2) 江戸時代の上溝における女性の巡礼とその背景

今回寄贈された上溝の高巖寺(元町自治会館)の観音様の下にあった御札と納経帳を分析した結果、西国巡礼は女性が主導して巡礼していた可能性が指摘できた。仮にこの巡礼に女性がいなかったとしても、女人堂を巡礼していることから、子宝・安産・育児・授乳・良縁・病氣平癒といった女性に関わる祈願が主な目的だったということは推測できる。

江戸時代末期、女性が相模原から巡礼した様子は他にもある。『相模野に生きた女たち』(長田かな子2001)に「淵野辺村の女五人、秩父巡礼・善光寺・日光への旅」の事例があり、天保14年(1843年)2月22日から3月22日の旅を女性5人で旅をした記録を確認できる。「養蚕や糸取りの収入が暮らしを支え、農作業にもなくてはならない女の働きが、家族に評価された証拠と思われるのである。」[長田2001:151]とあるように、上溝においても「養蚕業」の発展によって同じように女性が評価され、旅に出ることができたということではないかと推測する。

高巖寺の山号が白瀧山になった由来にも、養蚕の話が組み込まれている。観音堂の中にある「白瀧山高巖寺由来」には、宝暦9年(1759年)の第一回武相卯歳観音霊場開扉に合わせ、山号を変え、武相第三十番札所白瀧山高巖寺として開山された由来が記されている。

「養蚕期で家の中一杯の蚕で、自分の寝る場所さえない有様」の夫婦の家にやってきて、一夜の宿を乞う。それを受け入れた信心深く優しい夫婦の心に、老僧は心をうたれ、安産に加え、養蚕の加護を持つ観音様を夫婦に与えたという。

この由来に養蚕が組み込まれていることは、上溝において養蚕業が重要な役割を担っていたことを表しているといえるだろう。上溝においても養蚕業の登場により女性が評価され、女性が旅に出ることができるようになったと考えられるのである。

### (3) 上溝地域における「大巡礼」と「地方巡礼」

養蚕業で得た経済的な余裕、そして女性の社会的地位の向上を背景に、人々は何かを強く願い巡礼の旅に出た。その行き先は、西国三十三所、坂東三十三所、秩父三十四所といった広域的な霊場、「大巡礼」である。そして、この巡礼の体験が、地元の武相卯歳観音霊場の整備へとつながった。

上溝地域の住人は、西国・坂東・秩父巡礼へ赴き得たご利益や経験を、今度は与える側として武相という地域に還元しようとした。第10回武相卯歳観音霊場の開扉に際し、高巖寺を訪れる巡礼者を接待するため、巡礼者にとって分かりやすい目印として「武相札所第三十番 正観世音菩薩拜礼所」碑を建立したことに加え、推測することしかできないが接待そのものにも様々な工夫を試みたのだろう。そして、また、武相卯歳観音霊場が終われば、自分が接待する側を体験した経験をもとに、また、今度は自分が西国・坂東・秩父巡礼へ何かを強く願い赴いたのである。上溝地域において「巡礼に出る」側と「巡礼者を接待する」側の双方の活動が交互に行われ、巡礼体験は盛り上がりを見せたといえるだろう。

このように、「地方巡礼」である上溝地域における武相卯歳観音霊場は、「大巡礼」である西国・坂東・秩父巡礼から影響を受けて整備・発展し、同時にその経験をもとに再び人々を「大巡礼」へと向かわせる役割も果たした。上溝地域において、「地方巡礼」と「大巡礼」は互いに影響を及ぼし合う循環的な関係の中で成り立っていたといえる。

### おわりに

武相卯歳観音霊場30番札所高巖寺寄贈西国三十三観音・坂東三十三観音・秩父三十四観音の御札と納経帳の分析から、第10回の武相卯歳観音霊場巡礼(慶応3年(1867年))の時期を中心に、上溝において「大巡礼」に出ることと「地方巡礼」において巡礼者を接待すること双方が盛り上がりを見せたことを示し、「地方巡礼」と「大巡礼」は互いに影響を及ぼし合う循環的な関係の中で成り立っていたと考察した。そしてその背景には養蚕業の発展、そしてそれに伴う女性の社会的地位の向上があったということ指摘した。女性の社会的地位の向上により、上溝地域から女性を中心として「大巡礼」に向かう人々がいて、またその人々が上溝地域において「地方巡礼」である武相卯歳観音霊場で巡礼者を接待する側になり、そしてまた「大巡礼」に出向いたのである。

庶民が観音巡礼に挑み、何百キロ、何千キロも歩き続けるには相当な精神力が必要であり、強い願いが彼らの行動を支えていたのだろう。また、すべて同じ人物が巡礼を行ったのではなく、上溝地域の人々が交替で参加した可能性も想定され、この資料一つからも様々な可能性が想像できる。一方で、高巖寺の観音様を世話してきた上溝の人々の生活や産業が、この巡礼の背景にあったことは確かであろう。今回の分析が、上溝の人々の生活やその産業、そしてそこで暮した人々の思いへの思いをめぐらす一助となれば幸いである。

### 参考文献

- 長田かな子 2001 『相模野に生きた女たち：古文書にみる江戸時代の農村』有隣堂  
 小嶋博巳 1987 「地方巡礼と聖地」桜井徳太郎編『仏教民俗学大系3 聖地と他界観』名著出版  
 大法輪閣編集部 1997 『全国霊場巡拝事典』有限会社大法輪閣

別表1 西国三十三観音巡礼の巡礼日（西国巡礼の納経帳）

写真番号	礼所名	巡礼日	巡礼日(西暦)
23-7-6(27)-(0)	表紙 白紙		
23-7-6(27)-(1)	西国1番那智山青渡寺、日本第一熊野神社	戌 十月十一日	1862年10月11日
23-7-6(27)-(2)	日本第一熊野神社	戌 十月十一日	1862年10月11日
23-7-6(27)-(3)	西国2番紀三井山金剛宝寺	戌 一二月二日	1862年12月2日
23-7-6(27)-(4)	西国3番粉河寺	戌 十二月十日	1862年12月10日
23-7-6(27)-(5)	高野山 奥院御宝前御供殿	文久二年戌年十二月十一日	1862年12月11日
23-7-6(27)-(6)	高野山 慈尊院	戌 十二月十二日	1862年12月12日
23-7-6(27)-(7)	西国4番施福寺	戌 十二月	1862年
23-7-6(27)-(8)	西国5番紫雲山葛井寺	戌 十二月十八日	1862年12月18日
23-7-6(27)-(9)	西国6番壺阪山南法華寺	戌 極月十九日	1862年12月19日
23-7-6(27)-(10)	西国7番東光山岡寺	戌 十二月廿日?	1862年12月20日
23-7-6(27)-(11)	西国8番豊山長谷寺	戌 十二月廿日	1862年12月20日
23-7-6(27)-(12)	西国9番南円堂	戌 十二月廿二日?	1862年12月22日
23-7-6(27)-(13)	西国10番明星山三室戸寺	戌 十二月廿四日	1862年12月24日
23-7-6(27)-(14)	西国11番上醍醐寺炭山女人堂	なし	なし
23-7-6(27)-(15)	西国12番岩間山正法寺	戌 十二月廿五日	1862年12月25日
23-7-6(27)-(16)	西国13番石光山石山寺	亥 正月■	1863年1月1日
23-7-6(27)-(17)	西国14番長等山三井寺	亥 正月二?	1863年1月2日
23-7-6(27)-(18)	西国15番新那智山今熊野観音寺	解読不明	
23-7-6(27)-(19)	西国16番音羽山清水寺	正月二日?	1863年1月2日
23-7-6(27)-(20)	西国17番補陀洛山六波羅蜜寺	亥 正月十一日	1863年1月11日
23-7-6(27)-(21)	西国18番紫雲山六角堂頂法寺	亥 正月十■日	1863年1月12日
23-7-6(27)-(22)	西国19番革堂行願寺	亥 正月十五日?	1863年1月15日
23-7-6(27)-(23)	西国20番西山善峯寺	亥 正月十六日	1863年1月16日
23-7-6(27)-(24)	西国21番菩提山穴太寺	亥 正月■日	1863年1月
23-7-6(27)-(25)	西国22番補陀洛山総持寺	亥 正月十八日	1863年1月18日
23-7-6(27)-(26)	西国23番応頂山勝尾寺	正月二十日	1863年1月20日
23-7-6(27)-(27)	白紙(28ページが透けている)		
23-7-6(27)-(28)	西国24番紫雲山中山寺	亥 正月■日	1863年7月
23-7-6(27)-(29)	西国27番書写山女人堂	七月二十二日?	1863年7月22日
23-7-6(27)-(30)	西国26番法華山一条寺	亥年八月■日	1863年8月
23-7-6(27)-(31)	西国25番御嶽山播州清水寺	解読不明	1863年8月
23-7-6(27)-(32)	西国28番成相山成相寺	亥年九月十二日	1863年9月12日
23-7-6(27)-(33)	西国29番青葉山松尾寺	亥年九月十八日	1863年9月18日
23-7-6(27)-(34)	西国30番竹生島宝蔵寺	亥年十月■日	1863年10月
23-7-6(27)-(35)	西国31番長命寺	亥年正月二日	1863年1月6日
23-7-6(27)-(36)	西国32番観音正寺	亥年正月七日	1863年1月8日
23-7-6(27)-(37)	中嶽金洞山	元治元年甲子十月十日	1864年10月10日
23-7-6(27)-(38)	白紙(38ページが透けている)		
23-7-6(27)-(39)	白紙		

別表2 秩父三十四観音巡礼の巡礼日(秩父巡礼の納経帳)

写真番号	札所名	巡礼日	巡礼日(西暦)
23-7-6(53)-0	表紙		
23-7-6(53)-1	秩父34番水潜寺	月日	
23-7-6(53)-2	秩父33番菊水寺	月日	
23-7-6(53)-3	秩父32番法性寺	子十二月廿七日	1864年12月27日
23-7-6(53)-4	秩父31番驚窟山観音院	甲子十二月十八日	1864年12月18日
23-7-6(53)-5	秩父30番法雲寺	甲子十二月■四日	1864年12月■日
23-7-6(53)-6	秩父29番長泉院	記入なし	
23-7-6(53)-7	秩父28番橋立堂	正月四日	1865年1月4日
23-7-6(53)-8	秩父27番龍河山大淵寺	記入なし	
23-7-6(53)-9	秩父26番圓融寺	丑正月五日	1865年1月5日
23-7-6(53)-10	秩父25番卸手判寺(岩谷山久旨寺)	丑正月五日	1865年1月5日
23-7-6(53)-11	秩父24番光智山法泉寺	丑正月六日	1865年1月6日
23-7-6(53)-12	秩父23番音楽寺	丑正月六日	1865年1月6日
23-7-6(53)-13	秩父22番童子堂	元治二 丑正月	1865年1月
23-7-6(53)-14	秩父21番要光山観音寺	丑正月六日	1865年1月6日
23-7-6(53)-15	秩父20番法王山岩之上堂	丑正月七日	1865年1月7?日
23-7-6(53)-16	秩父19番龍石寺	月日	
23-7-6(53)-17	秩父18番神門寺	正月七日	1865年1月7日
23-7-6(53)-18	秩父17番実正山定林寺	丑正月七日	1865年1月7日
23-7-6(53)-19	秩父16番西光寺	丑正月七日	1865年1月7日
23-7-6(53)-20	秩父15番蔵福寺	丑正月八日	1865年1月8日
23-7-6(53)-21	秩父14番長岳山今宮坊	正月	1865年1月
23-7-6(53)-22	秩父13番慈眼寺	丑正月八日	1865年1月8日
23-7-6(53)-23	秩父12番仏道山野坂寺	元治二年丑正月八日	1865年2年8日
23-7-6(53)-24	秩父11番常楽寺	丑正月十日	1865年1月10日
23-7-6(53)-25	秩父10番大慈寺	正月十日	1865年1月10日
23-7-6(53)-26	秩父9番明智寺	記入なし	
23-7-6(53)-27	秩父8番西善寺	丑正月十三日	1865年1月13日
23-7-6(53)-28	秩父7番牛伏堂法長寺	丑正月十四日	1865年1月14日
23-7-6(53)-29	秩父6番卜雲寺	丑正月十五日(十三日?)	1865年1月13日
23-7-6(53)-30	秩父5番語歌寺	記入なし	
23-7-6(53)-31	秩父4番金音寺	丑正月十五日	1865年1月15日
23-7-6(53)-32	秩父3番岩本山常泉寺	丑正月十五日	1865年1月15日
23-7-6(53)-33	秩父2番大棚山別當	丑正月十六日	1865年1月16日
23-7-6(53)-34	秩父1番四萬部寺	丑正月十九日	1865年1月19日
23-7-6(53)-35	道成寺	文久二年戊年	1862年